

## 障害福祉サービスの標準支給量（訪問系サービス）

障害福祉サービスの支給決定は、利用者の意向聴取、障害支援区分、介護者の状況等を勘案のうえ、必要な時間数を積算し、支給量を決定します。

また本ガイドラインは標準的な時間数であり、ガイドラインの時間数を支給決定するものではありません。

### 1. 居宅介護

対象者：障害支援区分1以上の障害者（障害児は区分なし）

#### ① 障害者

（時間／月）

世帯状況（注）	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
単身世帯2	25	35	43	55	73	92
単身世帯1	20	28	35	45	60	76
同居世帯	15	22	27	35	47	60

#### ② 障害児

（時間／月）

	支給量の目安
家事援助	あわせて30時間／月
身体介護	

### 2. 重度訪問介護

対象者：重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者（障害支援区分4以上）

（時間／月）

	区分4	区分5	区分6-1 （一般）	区分6-2 （重度）
単身世帯1, 2	124	155	186	279
同居世帯	100	124	149	224

区分6-1は、下記 区分6-2に該当しない人

区分6-2は、重度障害者等包括支援対象者

### 3. 重度障害者等包括支援

対象者：障害支援区分6に該当する者のうち、一定の要件に該当する最重度障害者

（時間／月）

	支給量
単身1, 2・同居世帯	279

#### 4. 行動援護

対象者：障害支援区分3以上の者のうち、認定調査項目のうち行動障害に関する設問等で一定以上の評価が算出された（行動上著しい困難があり、常時介護を要する）知的または精神障害者

(時間/月)

	支給量
知的・精神障害者	32
障害児	20 (注)

(注) 平成26年度より、8月のみ32時間

#### 5. 同行援護

対象者：視覚障害により、移動時に著しい困難を有する障害者、小学生以上の障害児で、身体障害者手帳を所持し、かつ同行援護アセスメント票で一定以上の点数が算出された者

※基礎時間

(時間/月)

	支給量
18才以上	32
小学生以上18歳未満	20 (注)

(注) 平成26年度より、8月のみ32時間

---

(注) 世帯状況について

単身世帯2：障害者の1人暮らし（近隣に介護者無）
単身世帯1：別居の介護者有
同居世帯：同居の介護者有